

第7回相良村議会12月定例会会議録

令和7年12月12日（金）開会

（第3号）

相 良 村 議 会

令和7年第8回相良村議会定例会（第3号）

令和7年12月12日

午前10時00分開会

於 会議場

1. 議事日程

日程第1 委員会審査の結果報告

総務文教常任委員長報告

議案第53号から議案第55号

産業福祉常任委員長報告

議案第52号、議案第56号から議案第60号

(質疑・討論・採決)

日程第2 発議第4号 川辺川等の治水対策及び国道445号の道路整備の早期
実現を求める意見書

(質疑・討論・採決)

日程第3 議員派遣の件

日程第4 閉会中の継続調査申し出の件

(議会運営委員会・常任委員会・特別委員会)

閉 会

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 古川 涉 君	6番 坂田 朋美 君
2番 恒松 隆生 君	7番 徳田 正臣 君
3番 嶽本 浩則 君	8番 黒木 正照 君
4番 梅山 弘 君	9番 市岡 智恵 君
5番 川邊 一徳 君	10番 黒木 正照 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名。(10名)

村 長 吉松 啓一 君	企画商工課長 佐竹 淑子 君
教 育 長 中村 和弘 君	税 務 課 長 平川 千春 君
総 務 課 長 川邊 俊二 君	教 育 課 長 出合 宏光 君
保健福祉課長 平田 智博 君	建 設 課 長 大土 手寛 君
会計管理者 岡村 哲臣 君	農林振興課長兼農業委員会事務局長 倉田 雅弘 君

5. 本会議の書記

議会事務局長 磯田昌臣君

開会 午前 10 時 00 分

○議長(永田博人議員) おはようございます。全員出席でございます。これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 委員会審査の結果報告

○議長(永田博人議員) おはようございます。全員出席でございます。これから、本日の会議を開きます。日程に従いまして、日程第 1、去る 10 日の本会議におきまして、常任委員会に付託しました、議案第 52 号、相良村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてから、議案第 60 号、令和 7 年度相良村農業集落排水事業会計補正予算第 3 号まで、常任委員会から審査経過並びに結果の報告がなされております。これを議題とします。ただいまから、常任委員会における審査の経過並びに結果について、常任委員長の報告を求めます。梅山総務文教常任委員長。

{「はい。」と、総務文教常任委員長。}

○総務文教常任委員長(梅山弘議員) 総務文教常任委員長報告いたします。総務文教常任委員会に付託されました案件につきまして、当委員会における審査の経過並びにその結果を、会議規則第 76 条の規定により報告いたします。当委員会に付託されました案件は、議案第 53 号、相良村議会議員及び相良村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 54 号、相良村附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第 55 号、令和 7 年度相良村一般会計補正予算第 5 号の 3 件でございます。10 日の連合審査及び常任委員会において慎重審議しました結果、議案第 53 号、相良村議会議員及び相良村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定については、改正された公職選挙法施行令等の規定に準じ、必要な条例改正であるため、委員全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第 54 号、相良村附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定については、相良村立義務教育学校の設立に必要な附属機関であるため、委員全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第 55 号、令和 7 年度相良村一般会計補正予算第 5 号については、必要な予算として、委員全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。議員各位におかれましては、当委員会の決定どおり、賛同賜りますようお願いして、総務文教常任委員長の報告を終わります。

○議長(永田博人議員) 次に、川邊産業福祉常任委員長。

{「はい、議長。」と、産業福祉常任委員長。}

はい。

○産業福祉常任委員長(川邊一徳議員) 産業福祉常任委員長報告いたします。産業福

社常任委員会に付託されました案件につきまして、当委員会における審査の経過並びにその結果につきまして、会議規則第 76 条の規定により報告いたします。当委員会に付託されました案件は、議案第 52 号、相良村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第 56 号、令和 7 年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第 3 号、議案第 57 号、令和 7 年度相良村介護保険特別会計補正予算第 2 号、議案第 58 号、令和 7 年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号、議案第 59 号、令和 7 年度相良村簡易水道事業会計補正予算第 2 号および議案第 60 号、令和 7 年度相良村農業集落排水事業会計補正予算第 3 号の 6 件でございます。10 日の連合審査および常任委員会において慎重審議しました結果、議案第 52 号、相良村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、児童福祉法の改正に伴う必要な条例制定であるため、委員全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第 56 号、議案第 57 号及び議案第 58 号の令和 7 年度特別会計の補正予算については、必要な予算として、委員全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第 59 号及び議案第 60 号の令和 7 年度事業会計の補正予算については、必要な予算として、委員全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。議員各位におかれましては、当委員会の決定どおり、賛同賜りますようよろしくお願いし、産業福祉常任委員長の報告とします。

○議長(永田博人議員) 以上で、委員長の報告を終わります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。どの議案に対する質疑かを言ってから発言をお願いします。ご質疑ありませんか。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

質疑がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから、討論を行います。どの議案に対する討論かを言ってから発言をお願いします。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、採決します。この採決は、起立によって行います。

○

○議長(永田博人議員) はじめに、議案第 52 号、相良村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第 52 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 52 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○

○議長(永田博人議員) 次に、議案第 53 号、相良村議会議員及び相良村長の選挙にお

ける選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第 53 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 53 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○

○議長(永田博人議員) 次に、議案第 54 号、相良村附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第 54 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 54 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○

○議長(永田博人議員) 次に、議案第 55 号、令和 7 年度相良村一般会計補正予算第 5 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第 55 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 55 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○

○議長(永田博人議員) 次に、議案第 56 号、令和 7 年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第 3 号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第 56 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 56 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○

○議長(永田博人議員) 次に、議案第 57 号、令和 7 年度相良村介護保険特別会計補正予算第 2 号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第 57 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 57 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○

○議長(永田博人議員) 次に、議案第 58 号、令和 7 年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第 58 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 58 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○**議長(永田博人議員)** 次に、議案第 59 号、令和 7 年度相良村簡易水道事業会計補正予算第 2 号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第 59 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 59 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○**議長(永田博人議員)** 次に、議案第 60 号、令和 7 年度相良村農業集落排水事業会計補正予算第 3 号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第 60 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 60 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 2 発議第 4 号

○**議長(永田博人議員)** 次に、日程第 2、発議第 4 号川辺川等の治水対策及び国道 445 号の道路整備の早期実現を求める意見書の決議案を議題とします。提案理由の説明を求めます。5 番、川邊議員。

{「はい、議長。」と、5 番議員。}

○**5 番(川邊一徳議員)** 発議第 4 号、川辺川等の治水対策及び国道 445 号の道路整備の早期実現を求める意見書について説明いたします。川辺川は、現在も河川改修が必要な箇所が多々あり、川辺川流域住民の生命財産が脅かされている状況です。特に令和 2 年 7 月豪雨による災害により甚大な被害が発生していることから、国に最善の施策を講じていただく必要があります。また、国道 445 号は、沿線住民にとって安全で安心して生活を送るため必要不可欠な道路であることから、併せて、国に最善の施策を講じていただくよう要望するものであります。議員各位のご賛同をお願いいたします。

○**議長(永田博人議員)** 提案理由の説明が終わりました。これから、質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから、討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

{「はい、議長。」と、7 番議員。}

はい、7 番議員。

○**7 番議員(徳田正臣議員)** この発議第 4 号につきましてですね、反対の立場で討論したいと思っておるところであります。まず、ちょっと文章をもうちょっと推敲すべきではなかったというのが全体的な印象と。あと 5 行目にしかしながらありますけども、最初の 4 行を見ると、これはダムについて反対の文章かなと思ったところではございます。そういうことはともかくとしましてですね、この意見書の中に、重要な要素として、球磨川水系の河川整備計画に基づきというのがありますが、これはもう

ダム前提とした計画書でありまして、村長においてもこれについては異論がないということで、ダムについての推進という立場でやりましょうけども、私はダムにつきましてですね、いわゆるこの川辺川ダムにつきまして反対でありますので、それを含み、この重要な要素と考えておりますので、治水に対しての反対ではないです。治水の方法についての反対の内容、要素を含むことであります。それと国道 445 号、この 3 桁国道で 400 台の国道というのはなかなか整備が進まないわけではありますが、これについてもですね、整備をしていただくことに関して要望することに関しては、もちろん賛成であります。これも重要な要素でありますので、この大きく 2 点をですね、ちょっと引っかかるものがありまして反対です。こういった意見書というのは、どうしても賛成する部分と反対する部分が混在するわけでありまして、非常に苦渋の判断をしなければいけないわけでありまして、こういった重要な要素を含む場合には、発議としては反対いたすところでありまして、今度、国土交通大臣に要望書として持っていかれるときには、賛成の部分として、私は意見を申し上げるという前提ではおります。いずれにしてもダム前提としておりますので、これは国の仕事でありますんで、国がダムを造る以上は積極的に国道 445 号の改修や治水をしなければいけないわけでありまして。要望がなくとも国がしなきゃいけない。ただ、やっぱりダムの立地自治体としては、やっぱり一応、形上要望書を出していかないといけないと思っておりますので、その点では行動の面においては協力したいと思っております。そういった趣旨をですね、議員の皆様方が、ご理解いただければなと思っております。それで反対であります。以上です。

- 議長(永田博人議員) 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんね。次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんね。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、発議第 4 号川辺川等の治水対策及び国道 445 号の道路整備の早期実現を求める意見書の決議案を採決します。この採決は、起立によって行います。



- 議長(永田博人議員) 発議第 4 号については、この決議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立多数です。したがって、発議第 4 号は、原案のとおり可決されました。



日程第 3 議員派遣の件

- 議長(永田博人議員) 次に、日程第 3、議員派遣の件を議題とします。お諮りします。議員派遣については、相良村議会会議規則第 128 条の規定に基づき、配布しました資料のとおり派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については資料のとおり派遣することに決定しました。お諮りします。議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は、議長に一任願いたいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は、議長に一任することに決定しました。



日程第4 閉会中の継続調査申し出の件

○議長(永田博人議員) 次に、日程第4、閉会中の継続調査申し出の件を議題とします。本件は、議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業福祉常任委員会、広報発行特別委員会、及び、川辺川ダム・治水対策特別委員会の各委員長から委員会において、所掌事務及び所管事務の調査について、会議規則第74条の規定により、配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

{「異議なし。」と呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。ただいま、議決されました案件について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によって、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定しました。これで本日の日程は、全部終了しました。令和7年第8回相良村議会定例会を閉会します。お疲れ様でした。



閉会 午前10時23分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

相良村議会議長

相良村議会議員

相良村議会議員